

| 項目        | 第2次宗像市国土利用計画（H27.5現行計画）  | 第3次宗像市国土利用計画（R6.6見直し検討中）  | 【根拠】調査結果、上位関連計画、検討会結果等              |
|-----------|--|---|-------------------------------------|
| <p>目次</p> | <p>【目次】<br/>                     第1 市土の利用に関する基本構想<br/>                     1 市土の特性と土地利用の動向<br/>                     (1) 自然的特性<br/>                     (2) 社会的及び経済的特性<br/>                     (3) 土地利用の動向<br/>                     2 土地利用上の課題<br/>                     3 市土利用の基本方針<br/>                     (1) 基本理念<br/>                     (2) 基本方針<br/>                     4 利用区分別の市土利用の基本方向<br/>                     (1) 農用地<br/>                     (2) 森林<br/>                     (3) 水面、河川、水路<br/>                     (4) 道路<br/>                     (5) 宅地<br/>                     (6) 市街地<br/>                     (7) 海岸及び沿岸地域<br/>                     (8) その他<br/>                     第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要<br/>                     1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標<br/>                     (1) 目標年次等<br/>                     (2) 人口の想定<br/>                     (3) 利用区分<br/>                     (4) 目標設定の方法<br/>                     (5) 目標値<br/>                     2 地域別の概要<br/>                     第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要<br/>                     1 土地利用に関する法律等の適正な運用<br/>                     2 地域整備施策の推進<br/>                     3 土地利用に係る環境の保全及び安全性、快適性の確保<br/>                     4 土地利用の転換の適正化及び有効利用の促進<br/>                     5 協働による土地の維持管理の促進<br/>                     6 土地に関する調査の実施及び成果の普及・啓発<br/>                     7 計画の推進<br/>                     (参考)<br/>                     宗像市土地利用現況図<br/>                     宗像市土地利用構想図</p> | <p>【目次】<br/>                     第1 市土の利用に関する基本構想<br/>                     1 市土の特性と土地利用の動向☒<br/>                     (1) 自然的特性☒<br/>                     (2) 社会的及び経済的特性☒<br/>                     (3) 土地利用の動向☒<br/>                     2 土地利用上の課題☒<br/>                     (1) 人口減少・少子高齢化に対応した都市づくり☒<br/>                     (2) 防災・減災対策による安全・安心な都市づくり<br/>                     (3) 環境との共生を基盤とした都市づくり<br/>                     (4) 将来にわたり市民の生活利便性を維持する持続可能な都市づくり☒<br/>                     (5) 良好な住宅ストックを活かした住環境の再生☒<br/>                     (6) 都市活力を増進する産業の活性化☒<br/>                     (7) 地域資源の保全活動促進による美しい都市づくり☒<br/>                     3 市土利用の基本方針☒<br/>                     (1) 基本理念☒<br/>                     (2) 基本方針☒<br/>                     4 利用区分別の市土利用の基本方向☒<br/>                     (1) 農用地☒<br/>                     (2) 森林☒<br/>                     (3) 水面、河川、水路☒<br/>                     (4) 道路☒<br/>                     (5) 宅地☒<br/>                     (6) 海岸及び沿岸地域☒<br/>                     (7) その他☒<br/>                     第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要☒<br/>                     1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標☒<br/>                     (1) 目標年次等☒<br/>                     (2) 人口の想定☒<br/>                     (3) 利用区分☒<br/>                     (4) 目標設定の方法☒<br/>                     (5) 目標値☒<br/>                     2 地域別の概要☒<br/>                     (1) 農用地☒<br/>                     (2) 森林☒<br/>                     (3) 水面・河川・水路☒<br/>                     (4) 道路☒<br/>                     (5) 宅地☒<br/>                     (6) その他☒<br/>                     第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要☒<br/>                     1 土地利用に関する法律などの適正な運用☒<br/>                     2 地域特性や拠点の役割に応じた地域整備施策の推進<br/>                     3 土地利用に係る環境の保全及び安全性、快適性の確保<br/>                     4 土地利用の転換の適正化及び有効利用の促進☒<br/>                     5 協働による土地の維持管理の促進☒<br/>                     6 土地に関する調査の実施及び成果の普及・啓発☒<br/>                     7 計画の推進☒<br/>                     (参考)<br/>                     参考1 宗像市土地利用現況図☒<br/>                     参考2 宗像市土地利用構想図☒</p> | <p>・項目は現行計画を踏襲しつつ、章と項目の再編に基づき修正</p> |

| 項目  | 第2次宗像市国土利用計画（H27.5現行計画）  | 第3次宗像市国土利用計画（R6.6見直し検討中）  | 【根拠】調査結果、上位関連計画、検討会結果等  |
|---|--|---|---|
| 第1 市土の利用に関する基本構想  | <p>1 市土の特性と土地利用の動向<br/>                     (1) 自然的特性<br/>                     ●位置、面積等<br/>                     本市は、福岡県の北部、福岡市及び北九州市の両政令指定都市の中間に位置し、東側は遠賀郡岡垣町、遠賀町、鞍手郡鞍手町、南側は宮若市、西側は福津市、北側は玄界灘に接している。また、大島、地島、勝島、沖ノ島などの離島がある。市域面積は11,967haであり、うち離島面積は992haである。</p>  | <p>1 市土の特性と土地利用の動向<br/>                     (1) 自然的特性<br/>                     ●位置、面積等<br/>                     本市は、福岡県の北部、福岡市及び北九州市の両政令指定都市の中間に位置し、東側は遠賀郡岡垣町、遠賀町、鞍手郡鞍手町、南側は宮若市、西側は福津市、北側は玄界灘に接している。また、大島、地島、勝島、沖ノ島などの離島がある。市域面積は11,994haであり、うち離島面積は992haである。</p>   | <p>・市域面積の増加に伴う修正</p>  |
|   | <p>●地形<br/>                     本市は、離島を除いてそのほぼ全域によって、独立水系である釣川の流域を構成しており、その下流部を除いて周囲を標高200～400m前後の低い山地に囲まれた盆地状の地形をなしている。山地は北側の湯川山と孔大寺山の標高が高くなっている。地形要素は、海岸部の玄界砂丘、釣川とその支流沿岸の低地と低地周辺の河成段丘(台地)、低く平らな丘陵地、周辺の基盤山地の4つに大別できる。離島は、主に山地からなり、平地に乏しい。釣川では、平成11年に大雨による大規模な水害が発生し、市街地や周辺の水田が浸水している。</p>   | <p>●地形 ※関連図「参考資料」P4参照<br/>                     本市は、離島を除いてそのほぼ全域によって、独立水系である釣川の流域を構成しており、その下流部を除いて周囲を標高200～400m前後の低い山地に囲まれた盆地状の地形をなしている。山地は北側の湯川山と孔大寺山の標高が高くなっている。地形要素は、海岸部の砂丘、釣川とその支流沿岸の低地と低地周辺の河成段丘(台地)、低く平らな丘陵地、周辺の基盤山地の4つに大別できる。離島は、主に山地からなり、平地に乏しい。</p>   | <p>・地形に関する項目のため、釣川の浸水の記述は削除</p>   |
|   | <p>●植生<br/>                     植生の分布は、海岸は自然裸地の砂浜であり、その背後はクロマツ植林(さつき松原)となっている。釣川とその支流沿いはほぼ水田が占め、その外側に植生がほとんど無い地域が分散する。丘陵や山地部の大半はスギやヒノキの植林で、これに照葉樹林、竹林、若齢の落葉樹林などが混在している。自然林は、ヤブツバキクラス域の常緑広葉樹(いわゆる照葉樹)であり、城山にまとまった広さのものがあるほかは、社(しゃ)叢林(そうりん)(神社の森)として断片的に残存している程度である。離島では、海岸の岩礁付近に自然林が張り付き、その内側は各島とも中央部まで自然林に近い二次林が多くを占めている。</p>      | <p>●植生<br/>                     植生の分布は、海岸は自然裸地の砂浜であり、その背後はクロマツ植林(さつき松原)となっている。釣川とその支流沿いはほぼ水田が占め、その外側に植生がほとんど無い地域が分散する。丘陵や山地部の大半はスギやヒノキの植林で、これに照葉樹林、竹林、若齢の落葉樹林などが混在している。自然林は、ヤブツバキクラス域の常緑広葉樹(いわゆる照葉樹)であり、城山にまとまった広さのものがあるほかは、社(しゃ)叢林(そうりん)(神社の森)として断片的に残存している程度である。離島では、海岸の岩礁付近に自然林が張り付き、その内側は各島とも中央部まで自然林に近い二次林が多くを占めている。</p>   | <p>・修正なし</p>  |
|   | <p>●貴重な自然<br/>                     貴重な自然のうち、玄海国定公園として、さつき松原のクロマツ林、地島の大部分及び勝島など683haが指定されているほか、福岡県自然環境保全地域として、沖ノ島のほぼ全域と、大島北西部の神崎におけるハマヒサカキを主体とした海岸植物群落の地域が指定されている。天然記念物として、沖ノ島原始林及びカムリウミスズメ生息地として同島のほぼ全域が国指定天然記念物に指定されているほか、神社境内の単木や社寺林が指定されており、すべて合わせると、国指定2件、県指定8件、市指定4件がある。また、環境省自然環境保全基礎調査において、特定植物群落12件、自然景観資源11件が選定されている。</p> | <p>●貴重な自然<br/>                     貴重な自然のうち、玄海国定公園として、さつき松原のクロマツ林、地島の大部分及び勝島など683haが指定されているほか、福岡県自然環境保全地域として、沖ノ島のほぼ全域と、大島北西部の神崎におけるハマヒサカキを主体とした海岸植物群落の地域が指定されている。天然記念物として、沖ノ島原始林及びカムリウミスズメ生息地として同島のほぼ全域が国指定天然記念物に指定されているほか、神社境内の単木や社寺林が指定されており、すべて合わせると、国指定2件、県指定8件、市指定4件となっている。また、環境省自然環境保全基礎調査において、特定植物群落12件、自然景観資源11件が選定されている。</p>   | <p>・修正なし</p>  |
|   | <p>(2) 社会的及び経済的特性<br/>                     1) 人口<br/>                     平成22年国勢調査における本市の人口は95,501人、世帯数は37,077世帯であり、人口は5年間で1.4%の伸びを示しているが、人口増加傾向は鈍化している。また、世帯当たり人員は減少傾向が続いている。一方、高齢者人口(65歳以上人口)の比率は22.5%となっており、現在の60～64歳人口をピークとする年齢構成から、今後さらに高齢化が進行すると予想される。また、昼夜間比率が81.1%と低く、市外への通勤・通学の割合が高くなっており、この割合は過去20年間横ばい傾向にある。</p>       | <p>(2) 社会的及び経済的特性<br/>                     1) 人口 ※関連図「参考資料」P1～2参照<br/>                     令和2年国勢調査における本市の人口は97,095人、世帯数は40,947世帯であり、平成12年から20年間で約5千人増加しているが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後は減少傾向に転じる予測である。また、世帯当たり人員は、平成12年以降減少傾向が続いている。一方、高齢者人口(65歳以上人口)の比率は29.7%となっており、令和22年以降は3人に1人が高齢者になることが予測されている。また、昼夜間比率が85.7%と低く、市外への通勤・通学の割合が高くなっており、この割合は平成12年から平成22年の約10年間横ばいで推移してきたが、平成27年以降増加傾向にある。地区ごと(500mメッシュ)に人口密度の状況を確認すると、JR鹿児島本線の赤間駅及び東郷駅、教育大前駅周辺を中心とする市街化区域において高い人口密度を保持している。また、平成27年と令和2年の人口増減率を確認すると、市街化区域を中心に増加傾向を示す箇所がある。一方で、市街化調整区域においては、区域指定前に住宅開発が行われた大王寺・玄海ニュータウン、公園通りなどで高い人口密度を保持している。</p> | <p>・最新の国勢調査データに基づき修正<br/>                     ・より詳細な人口動向を確認するため、500mメッシュを用いて人口密度や人口増減率を分析</p> |
| <p>2) 産業<br/>                     ●就業人口<br/>                     本市の就業人口は、平成22年現在41,906人である。構成比は第1次産業3.8%、第2次産業19.2%、第3次産業71.2%で、第3次産業の増加と第1次及び第2次産業の減少がみられる。</p> | <p>2) 産業 ※関連図「参考資料」P15～16参照<br/>                     ●就業人口<br/>                     本市の就業人口は、令和2年現在38,914人である。構成比は第1次産業3.0%、第2次産業20.7%、第3次産業72.5%であり、第1次産業は一貫して減少しているものの、第2次産業は平成27年から令和2年にかけて、第3次産業は平成22年から令和2年にかけて増加傾向にある。</p>   | <p>・最新の国勢調査のデータに基づき修正</p>   |   |
| <p>●農業<br/>                     農業就業者数は、平成22年現在1,044人、農家戸数は974戸で農業就業者数、農家戸数ともに年々減少している。内訳を見ると、専業農家は横ばいで、兼業農家の減少が著しく、農業産出額も減少傾向にある。</p>                            | <p>●農業<br/>                     経営耕地面積は、令和2年現在1,240ha、農家数は631戸、農家人口は1,406人であり、ともに平成17年以降減少傾向にある。</p>   | <p>・最新の宗像市統計書のデータに基づき修正</p>   |   |

| 項目               | 第2次宗像市国土利用計画（H27.5現行計画）  | 第3次宗像市国土利用計画（R6.6見直し検討中）  | 【根拠】調査結果、上位関連計画、検討会結果等                                     |
|------------------|--|---|--|
| 第1 市土の利用に関する基本構想 | <p>●漁業<br/>平成22年現在の漁業就業者数は552人、平成22年現在の漁業経営体数は501経営体、同年現在の漁獲高は県内2位の7,021トンであるが、いずれも減少傾向にある。平成22年における漁港別の漁獲高の内訳は、鐘崎62.8%、大島34.1%、地島1.8%、神湊1.3%となっている。</p>   | <p>●漁業<br/>令和4年現在の（組合員数）は387人、漁業経営体数は296経営体、同年現在の漁獲高は県内2位の5,359トンである。漁業経営対数及び漁業就業者数は、平成30年から令和3年までは微減傾向にあるが、令和3年から令和4年にかけては横ばいで推移している。一方、漁獲高は、平成30年から令和元年にかけて減少傾向にあり、令和元年以降、令和3年にかけて増加傾向に転じるが、その後令和3年から令和4年にかけては減少傾向にある。また、漁獲金額は、令和3年までは漁獲高と同様の推移を示しているが、令和3年から令和4年にかけては増加傾向にある。</p>        | <p>・最新の宗像市統計書のデータに基づき修正</p>                                |
|                  | <p>●工業<br/>平成22年現在、製造業従業者数は1,442人で、平成12年をピークに減少し、製造業事業所数も48箇所減少傾向にあるが、製造業出荷額（4人以上事業所のみ）は約327億円で、過去10年は横ばい傾向にあり、新たな未利用地は発生していない。製造業出荷額の内訳を見ると、食料品（製造業）が出荷額全体の約8割を占めている。</p>   | <p>●工業<br/>令和3年現在、製造業従業者数は1,876人、製造品出荷額は約395億円であり、令和元年以降増加傾向にある。製造業事業所数については、令和2年までは横ばいで推移してきたが、令和3年現在44箇所となっており、増加傾向にある。</p>   | <p>・最新の工業統計調査のデータに基づき修正</p>                                |
|                  | <p>●商業<br/>平成19年現在、商業従業者数は5,624人で、過去5年間で8.3%減少、商店数は同年現在804箇所減少している。平成19年現在、年間販売額は約1,182億円で、過去5年間で7.7%増加している。<br/>本市の大型店は、赤間駅周辺、国道3号及び旧国道3号沿いのいずれかに立地している。コンビニエンスストアは、市周縁部での密度は小さいが、ほぼ市内全域をカバーして出店されている。</p>  | <p>●商業<br/>令和3年現在、年間販売額は約960億円、事業所数は532箇所となっている。平成24年以降商業統計調査の調査方法が大幅に変更されたため、過年度との比較はできないが、近年はともに減少傾向にある。<br/>本市の大規模小売店舗等については、市街化区域の赤間駅周辺、国道3号及び県道97号線（旧国道3号）沿いを中心に立地している。コンビニエンスストアについても同様の立地状況であるが、市周縁部にも立地が見られる。</p>   | <p>・最新の商業統計調査のデータに基づき修正</p>                                |
|                  | <p>3) 交通<br/>●道路網<br/>市域の道路交通網は、国道3号とその北側を走る旧国道3号（現在の主要地方道「福岡宗像玄海線」と「宗像玄海線」）及び海岸近くを走る国道495号によって東西方向の骨格が形成されている。一方、南北方向は、主に主要地方道「宗像篠栗線」から「宗像玄海線」につながる路線、一般県道「宗像若宮線」から主要地方道「若宮玄海線」につながる路線、主要地方道「直方宗像線」から主要地方道「若宮玄海線」につながる路線により連絡されている。<br/>交通量については、横ばい傾向にある。</p>        | <p>3) 交通 ※関連図「参考資料」P17～20参照<br/>●道路網<br/>市域の道路交通網は、国道3号とその北側を走る旧国道3号（<b>県道97号線（旧国道3号）</b>）：現在の主要地方道「福岡宗像玄海線」と「宗像玄海線」）及び海岸近くを走る国道495号によって東西方向の骨格が形成されている。一方、南北方向は、主に主要地方道「宗像篠栗線」から「宗像玄海線」につながる路線、一般県道「宗像若宮線」から主要地方道「若宮玄海線」につながる路線、主要地方道「直方宗像線」から主要地方道「若宮玄海線」につながる路線により<b>骨格が形成されている</b>。</p> | <p>・最新の都市計画基礎調査のデータに基づき修正</p>                              |
|                  | <p>●鉄道<br/>広域的な大量輸送機関であるJR鹿児島本線が市域を東西に横断し、赤間駅、東郷駅、教育大前駅の3駅があり福岡市、北九州市などと連絡している。平成24年度の利用者数は順に18,639人、10,335人、4,657人であり、減少傾向にある。また、赤間駅の利用者数はJR九州管内で第15位となっている。</p>  | <p>●鉄道<br/>JR鹿児島本線が市域を東西に横断し、教育大前駅、赤間駅、東郷駅の3駅があり、福岡市、北九州市などと連絡している。令和4年の乗車人員（1日当たり平均）は赤間駅で7,275人、東郷駅で4,694人、教育大前駅で2,071人となっている。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に大幅に減少しているが、以降は回復傾向にある。また、赤間駅の利用者数はJR九州管内で第20位となっている。</p>  | <p>・最新の九州旅客鉄道株式会社のデータに基づき修正</p>                            |
|                  | <p>●バス路線<br/>市内のバス路線は、西鉄6路線（うち市外と結ぶもの4路線）、ふれあいバス3ルート、コミュニティバス8地区の3種類が運行している。<br/>平成25年4月より、ふれあいバス及びコミュニティバスの路線を改定し、西鉄バスとふれあいバスで対応できない地域はコミュニティバスの運行により交通空白地域の解消を図っている。</p>   | <p>●バス路線<br/>市内のバス路線は、西鉄バスが5路線（うち市外と結ぶ路線は4路線）、ふれあいバスを3ルート運行している。<br/>また、西鉄バスとふれあいバスで対応できない地域（8地区）に対しコミュニティバスを運行するとともに、利用者の減少や運転手の不足などにより減便を余儀なくされた日の里地区については、AIを活用したオンデマンドバス「のるーと」を導入し、効果的な交通空白地域の解消を図っている。</p>   | <p>・最新の都市計画基礎調査のデータ、市提供資料（交通計画）、市HP（コミュニティバス路線等）に基づき修正</p> |
|                  | <p>●渡船<br/>大島と神湊を結ぶ渡船が一日7往復、地島と神湊を結ぶ渡船が一日6往復、運航している。</p>   | <p>●渡船<br/>市営渡船は神湊フェリーターミナルより発着しており、大島航路は1日7往復、地島航路は1日6往復運航している。</p>  | <p>・事務局にて文言を修正</p>   |
|                  | <p>4) 公共施設<br/>官公庁施設は市役所周辺、文化・交流施設は宗像ユリックス周辺に集積している。また、本市には3つの大学が立地しており、大学のあるまちとしての特徴を表している。<br/>さらに、宗像大社辺津宮周辺には歴史学習施設の海の道むなかた館、玄界灘に近接する国道495号沿いには観光物産機能を有する道の駅むなかたが立地し、旧唐津街道沿いには街道の駅赤馬館が立地するなど、地域特性を表す公共施設配置となっている。<br/>また、コミュニティ活動の基盤として、12のコミュニティ・センターが整備されている。</p> | <p>4) 公共施設 ※関連図「参考資料」P21参照<br/>官公庁施設は市役所周辺、文化・交流施設は「宗像ユリックス」周辺に集積している。また、本市には<b>2つ</b>の大学が立地している。<br/>さらに、「宗像大社辺津宮」周辺には郷土文化学習交流施設の「海の道むなかた館」、玄界灘に近接する国道495号沿いには観光物産機能を有する「道の駅むなかた」が立地し、旧唐津街道の赤間宿には「街道の駅赤馬館」が立地するなど、地域特性を表す公共施設配置となっている。<br/>また、コミュニティ活動の基盤として、12のコミュニティ・センターが整備されている。</p>   | <p>・東海大学福岡短期大学の閉学に伴い修正<br/>・その他事務局にて文言を修正</p>              |

| 項目                          | 第2次宗像市国土利用計画（H27.5現行計画）  | 第3次宗像市国土利用計画（R6.6見直し検討中）   | 【根拠】調査結果、上位関連計画、検討会結果等   |
|-----------------------------|--|--|--|
|                             | <p>5) 水利用<br/>上水道は、釣川、多礼ダム、吉田ダムの自己水源と、北九州市などからの受水により水需要をまかなっている。このことから、釣川水系の水資源を育む周縁部の山林の保全が特に重要となっている。<br/>上水道の整備状況は、平成24年度末で給水人口84,192人、普及率87.6%、給水区域内の普及率は89.7%（給水区域内人口93,888人）となっている。<br/>平成24年度末現在で公共下水道及び特定環境保全公共下水道の処理区域面積は2,576ha、処理区域内戸数は39,030戸で下水道普及率は98.5%となっている。また、鐘崎地区や大島、地島では漁業集落排水処理施設（73ha）が整備されている。</p>                      | <p>5) 水利用 ※関連図「参考資料」P25～26参照<br/>上水道は、釣川、多礼ダム、吉田ダムの自己水源と、北九州市などからの受水により水需要をまかなっている。このことから、釣川水系の水資源を育む周縁部の山林の保全が特に重要となっている。<br/>上水道の整備状況は、令和4年度末で給水人口85,494人、普及率88.2%、給水区域内の普及率は89.8%（給水区域内人口95,167人）となっている。<br/>下水道の整備状況は、令和4年度末現在で公共下水道及び特定環境保全公共下水道の処理区域面積は2,629ha、処理区域内戸数は44,250戸で、下水道普及率は99.4%となっている。また、大島、地島では漁業集落排水処理施設（73ha）が整備されている。</p>   | <p>・下水道の整備状況に基づき修正</p>   |
|                             | <p>6) 歴史、文化、観光・レクリエーション<br/>本市には、平成25年現在64件の国指定、県指定、市指定の文化財がある。宗像大社、鎮国寺、宗生寺などの寺社仏閣や、旧唐津街道沿いの赤間宿、原町の街なみなど貴重な歴史・文化遺産を有している。特に宗像大社は、本市の歴史・文化的シンボルであるとともに、重要な観光資源でもある。平成21年に「宗像・沖ノ島関連遺産群」が世界文化遺産暫定リストに記載され、構成資産となっている宗像大社及びその周辺を保全する取り組みが進められている。<br/>また、玄界灘に面した美しい海岸線、さつき松原、大島、地島、沖ノ島、釣川、四塚連山などの豊かな自然資源や、活魚料理を代表とする食の資源などの観光・レクリエーション資源がある。</p>   | <p>6) 歴史、文化、観光・レクリエーション<br/>本市には、令和3年3月31日現在77件（国指定17件(うち国宝1件、重要文化財16件)、国登録4件、国選択1件、県指定22件、市指定33件)の文化財がある。宗像大社、鎮国寺、宗生寺などの寺社仏閣や、旧唐津街道沿いの赤間宿、原町の街なみなど貴重な歴史・文化遺産を有している。特に宗像大社は、本市の歴史・文化的シンボルであるとともに、重要な観光資源でもある。平成29年7月に「宗像・沖ノ島関連遺産群」が世界遺産に登録され、将来にわたり貴重な財産を守り続け、持続可能な世界遺産のあるまちづくりを進めていくことが求められている。<br/>また、玄界灘に面した美しい海岸線、さつき松原、大島、地島、沖ノ島、釣川、四塚連山などの豊かな自然資源や、活魚料理を代表とする食の資源などの観光・レクリエーション資源がある。</p>                        | <p>・文化財の指定状況や指定区分の表記による修正<br/>・宗像・沖ノ島関連遺産群の世界遺産登録に基づく修正</p>  |
|                             | <p>7) 土地利用に関する法規制<br/>宗像市の国土利用計画に関わる法令適用区域は、下表にあげる各法令に基づく規制区域があげられる。</p>   |  | <p>今後整理予定</p>  |
| <p>第1<br/>市土の利用に関する基本構想</p> | <p>(3) 土地利用の動向<br/>平成22年における市土の利用区分構成は、農用地19.7%、森林39.5%、水面・河川・水路5.4%、道路7.6%、宅地13.5%（うち住宅地10.7%、工業用地0.1%、その他の宅地2.7%）、その他14.2%となっており、平成15年を100とした場合、農用地96.8、森林98.9、宅地102.1（住宅地106.6、工業用地75.0、その他の宅地88.4）となっている。<br/>最近の土地利用の動向として、宅地の増加は鈍化傾向にあり、自然的土地利用から都市的土地利用への転換も鈍化している。近年の主な土地利用転換地としては、赤間駅周辺の土地区画整理事業による宅地化や国道495号沿道の道の駅むなかたの整備が挙げられる。</p> | <p>(3) 土地利用の動向<br/>令和4年度における主な市土の利用区分構成は、農用地17.7%（前回計画19.7%）、森林42.7%（前回計画39.5%）、水面・河川・水路3.1%（前回計画5.4%）、道路7.6%（前回計画7.6%）、宅地14.7%（うち住宅地10.0%、工業用地0.1%、その他の宅地4.6%）（前回計画13.5%）、その他14.1%（前回計画14.2%）となっている。<br/>直近5年間の土地利用の動向として、宅地の増加は鈍化傾向にあり、農用地から都市的土地利用への転換も鈍化している状況である。</p>   | <p>・福岡県土地利用動向調査の数値採用に伴い修正<br/>・前回計画の数値と接続しないため、数値推移の考察は直近5年間で分析</p>                                  |
|                             | <p>2 土地利用上の課題<br/>本市の市土の特性に加え、社会的潮流から見たまちづくりの課題として、人口減少社会への突入と少子高齢化の進行、災害対策の強化、自然保護への取り組み、協働のさらなる実践などが掲げられ、その解決に向けた土地利用上の課題を次のとおり整理する。</p>   | <p>2 土地利用上の課題<br/>本市の市土の特性に加え、社会的潮流から見たまちづくりの課題として、「本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来」、「激甚化・頻発化する自然災害への対応」、「自然保護や地球温暖化への取り組み」、「行政と市民・事業者等とのさらなる協働の実践」などが掲げられ、その解決に向けた土地利用上の課題を次のとおり整理する。</p>   | <p>・社内潮流や第六次国土利用計画（全国計画）の基本方針に基づき、「本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来」、「激甚化・頻発化する自然災害への対応」の観点を追記</p>                |
|                             |  | <p>(1) 持続可能な国土の利用・管理<br/>本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計では令和2年をピークに減少していく結果となっており、今後は人口減少を前提とした都市づくりが求められている。<br/>人口減少が続くと、住宅地の低密度化や中心市街地の空洞化が進行するとともに、所有者が不明の土地や空き家、低未利用地が増加することにより、土地利用効率の低下や管理水準の低下が懸念される。また、農業の担い手不足による農地や農業用施設用地の管理水準の低下、荒廃農地の増加とともに荒廃森林の増加が懸念される。<br/>そのため、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来に備え、国土の適正な利用と管理を通じて、荒廃させない取組を進めていく必要がある。</p>   | <p>・第六次国土利用計画（全国計画）の基本方針に基づき、新たな項目として設定<br/>・人口減少の進展が引き起こす課題、低未利用地の増加や荒廃地の増加について言及</p>               |
|                             |  | <p>(2) 防災・減災対策による安全・安心な都市づくり<br/>近年、激甚化・頻発化する自然災害により、各地で甚大な被害が発生しており、本市においても集中豪雨による浸水や土砂災害が発生していることから、今後は誰もが安全・安心に住み続けられる都市づくりが求められている。<br/>今後も地球温暖化等の気候変動の影響により、より頻繁に集中豪雨が発生する可能性が非常に高くなると予測されており、風水害、土砂災害の激甚化・頻発化が懸念される。<br/>市域の4割以上を森林が占める本市では、土砂災害に対するリスクや、釣川沿いを中心に洪水・高潮の浸水に対するリスクが想定されていることから、地域特性を十分に踏まえた防災・減災対策を強化するとともに、災害リスクの高い地域における適切な土地利用の制限、さらには立地適正化計画との連携等により、安全な地域への居住誘導や都市機能誘導等に向けた取組を進めていく必要がある。</p> | <p>・社内潮流や第六次国土利用計画（全国計画）の基本方針に基づき、新たな項目として設定<br/>・激甚化・頻発化する自然災害への対応、立地適正化計画と連動した居住や都市機能の誘導について言及</p> |

| 項目  | 第2次宗像市国土利用計画（H27.5現行計画）  | 第3次宗像市国土利用計画（R6.6見直し検討中）   | 【根拠】調査結果、上位関連計画、検討会結果等   |
|---|--|--|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1 市土の利用に関する基本構想</p> | <p>(1) 環境との共生を基盤とした都市づくり<br/>本市は、三方を囲む標高300m前後の山々の緑、中央部を貫流する釣川、広大な農地、さつき松原に代表される美しい海岸線、大島、地島、勝島、沖ノ島の島々、海、山、川の豊かな自然環境や宗像大社、鎮国寺などの歴史的環境に恵まれている。これらの環境は、ふるさとの原風景をかたちづくる母体であり、本市の魅力として積極的に保全・活用する必要がある。<br/>また、本市は地形上、釣川に水源を依存し、また中心市街地が釣川の氾濫の影響を受けやすいことから、水を貯え、水害を防ぎ水質を浄化する水源涵(かん)養や、生態系を維持し地球温暖化を防ぐ環境保全など、多面的機能を果たす市周縁部の山林や市街地近辺の農地は、積極的に保全する必要がある。<br/>そのため、都市的土地利用にあたっては、自然との調和や環境への負荷の少ない循環型社会の形成に取り組みなければならない。</p>             | <p>(3) 環境との共生を基盤とした都市づくり<br/>本市は、三方を囲む標高300m前後の山々の緑、中央部を貫流する釣川、広大な農地、さつき松原に代表される美しい海岸線、大島、地島、沖ノ島、勝島の島々、豊かな自然環境や宗像大社、鎮国寺などの歴史的環境に恵まれている。これらの環境は、ふるさとの原風景をかたちづくる母体であり、本市の魅力として積極的に保全・活用する必要がある。<br/>また、本市は地形上、釣川に水源を依存し、また中心市街地が釣川の氾濫の影響を受けやすいことから、水を貯え、水害を防ぎ水質を浄化する水源涵(かん)養や、生態系を維持し地球温暖化を防ぐ環境保全など、多面的機能を果たす市周縁部の山林や<b>優良な農地</b>は、積極的に保全する必要がある。<br/>また、再生可能エネルギーの導入促進が求められるなか、太陽光パネル設置に伴う自然環境や景観への影響が懸念される。<br/>そのため、都市的土地利用にあたっては、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め反転させる「ネイチャーポジティブ※」の考えに根差し、人と自然にやさしい環境負荷の少ない都市づくりを進めていく必要がある。<br/>※日本語では「自然再興」といい、自然や生物多様性の損失に歯止めをかけ、環境にとってポジティブ(プラス)の状態にしていくこと</p> | <p>・おおむね現行計画を踏襲しつつ、第六次国土利用計画(全国計画)の基本方針、ネイチャーポジティブの考えを追記</p>                                   |
|   | <p>(2) 都市の魅力やイメージを向上させる集約型の拠点づくり<br/>本市の人口は、将来人口の推計では平成24年をピークに減少していく結果となっており、今後は人口減少を前提としたまちづくりが求められる。<br/>本市では、無秩序な市街化を抑制し、利便性が高く魅力的な地域を形成するため、地域特性を踏まえ、赤間駅周辺の中心拠点、地域中心などの位置づけを行い、商業・業務、文化、歴史、観光などの機能配置を行ってきた。<br/>赤間駅周辺の整備や商業機能の集積は進みつつあるが、その他の拠点も含め中心地としての個性や回遊性、市内各所及び周辺市町村からのアクセシビリティが十分とは言えない。<br/>そのため、生活に必要な機能が集積し、都市の魅力や地域性を代表するような拠点づくりと、移動や乗り換えが便利な交通ネットワークづくりをさらに進める必要がある。</p>                                      | <p>(4) 将来にわたり市民の生活利便性を維持する持続可能な都市づくり<br/><b>人口減少・少子高齢化が進展する状況下においても、将来にわたり市民の生活利便性を維持していくことが求められている。</b><br/>人口が減少することで、食品小売店等の生活サービスや路線バス等の公共交通サービスの低下・撤退、中心市街地の衰退による市の活力低下が懸念される。<br/>本市では、赤間駅周辺を中心に<b>基盤整備や都市機能の誘導を図ってきたが</b>、その他の拠点も含め中心地としての個性や回遊性、市内各所及び周辺市町村からのアクセシビリティ※1が十分とは言えない。<br/>そのため、生活に必要な機能が集積し、都市の魅力や地域特性を生かした多極型な拠点づくりと、移動や乗り換えが便利な交通ネットワークづくりをさらに進め、<b>コンパクト・プラス・ネットワーク※2の都市づくりを進めていく必要がある。</b><br/>※1: 移動のしやすさのこと<br/>※2: 地域の活力維持とともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるように地域公共交通と連携して、集約型の都市構造を目指す方針のこと</p>  | <p>・おおむね現行計画を踏襲しつつ、国土交通省の都市づくりの考え方(令和5年度都市局関係予算概算要求概要)等を踏まえ、集約するだけでなく、各拠点形成に向けた多極連携型の視点を追記</p> |
|   | <p>(3) 良好な住宅ストックを活かした住環境の再生<br/>日の里、自由ヶ丘などの住宅団地は区画面積が大きく、敷地に緑が豊富であるなど良好な住宅ストックとなっている。また、区画整理などにより開発された団地では公園、遊歩道などが整備され、基盤の整った良好な住環境を形成している。<br/>しかし、本市の住宅地開発は、河川沿いの平地部に広がる農地の後背となる丘陵部を中心に行われたため、市街地が分散して立地している。また、居住者の高齢化が急速に進むとともに、空き地・空き家が発生している問題がある。<br/>さらに、昭和40年代に開発が進んだ日の里や自由ヶ丘の住宅団地は、建築物の老朽化が進み、団地全体の計画的な更新時期を迎えていることから、建て替え時期を好機として、拠点などとのアクセシビリティが高く、安全で多様な世代が住み続けられる住環境への再生を図ることが必要である。</p>                          | <p>(5) 良好な住宅ストックを活かした住環境の再生<br/>日の里、自由ヶ丘などの住宅団地は区画面積が大きく、敷地に緑が豊富であるなど良好な住宅ストックとなっている。また、区画整理などにより開発された団地では公園、遊歩道などが整備され、基盤の整った良好な住環境を形成している。<br/>しかし、本市の住宅地開発は、河川沿いの平地部に広がる農地の後背となる丘陵部を中心に行われたため、市街地が分散して立地している。また、居住者の高齢化や空き地・空き家の発生といった課題を抱えている。<br/>特に、昭和40年代に開発が進んだ日の里や自由ヶ丘の住宅団地は、建築物の老朽化が進み更新時期を迎えていることから、建て替え時期を好機として、拠点等との<b>アクセスの改善を図るとともに、戸建て地区における空き家や空き地の有効活用を図ることで</b>、安全で多様な世代が住み続けられる住環境への再生を図る必要がある。</p>  | <p>・おおむね現行計画を踏襲しつつ、宗像市都市再生基本方針に基づき修正</p>   |
|   | <p>(4) 都市活力を増進する産業の活性化<br/>経済のグローバル化に伴う国際競争、人口維持のための都市間競争が激しくなる中、競争力のあるまちづくりのためには、福岡都市圏での連携強化を図りつつ、市内での産業の育成や活性化に努めることが不可欠である。<br/>このため、土地利用の面からは、さつき松原などの観光拠点に近接した場所における魅力あるサービス拠点づくりのための用地確保が必要である。さらに農業においては、農業基盤整備の推進、優良農地の保全などが必要である。<br/>また、本市は工業の集積が薄く、現在ある工業系用途地域内にまとまった規模の未利用地がないことから、地域資源を重視した工場や地域産業活性化に資する工場誘致の用地確保が必要である。<br/>既存の未利用地を優先的に活用しつつ、新たな産業用地を確保する際には、交通の利便性や周辺環境の保全、拠点などとの連携、役割分担を十分に検討した配置とする必要がある。</p> | <p>(6) 都市活力を増進する産業の活性化<br/>経済のグローバル化に伴う国際競争、人口維持のための都市間競争が激しくなる中、競争力のあるまちづくりのためには、福岡都市圏での連携強化を図りつつ、市内での産業の育成や活性化に努めることが不可欠である。<br/>このため、土地利用の面からは、さつき松原などの観光拠点に近接した場所における魅力あるサービス拠点づくりのための用地確保が必要である。さらに農業においては、<b>農業基盤の維持、優良農地の保全</b>などが必要である。<br/>本市は工業の集積が薄い<b>なか</b>、現在の工業系用途地域内にまとまった規模の<b>低未利用地がないことが問題である。</b><br/>そのため、交通の利便性や周辺環境の保全、拠点などとの連携、役割分担を十分に検討したうえで、<b>新たな産業基盤の創出に向けた用地を確保する必要がある。</b></p>  | <p>・おおむね現行計画を踏襲しつつ、新たな産業用地の確保等にあたっては、第六次国土利用計画(全国計画)の基本方針、低未利用地の活用を優先することについて言及</p>            |
|   | <p>(5) 地域資源の保全活動促進による美しい都市づくり<br/>現状の市土を維持し、質を高め、次世代に引き継いでいくためには、自然環境や歴史・文化遺産、緑豊かな住宅地などの多様な地域資源を市民・事業者・行政が一体となって保全・活用していくことが不可欠である。<br/>そのため、地域資源を保全・活用する取り組みを活発にすることにより、自然環境と都市活動が調和した美しい景観を形成していくことが必要である。</p>   | <p>(7) 地域資源の保全活動促進による美しい都市づくり<br/>現状の市土を維持し、質を高め、次世代に引き継いでいくためには、自然環境や歴史・文化遺産、緑豊かな住宅地などの地域資源を市民・事業者・行政が一体となって保全・活用していくことが不可欠である。<br/>そのため、<b>多様な主体が有するデータの共有・可視化を図るためにデジタル技術の活用も視野に入れ</b>、地域資源を保全・活用する取り組みを活発化にすることにより、自然環境と都市活動が調和した美しい景観を形成していく必要がある。</p>  | <p>・おおむね現行計画を踏襲しつつ、第六次国土利用計画(全国計画)の基本方針、デジタル技術の活用に関する考えを追記</p>                                 |

| 項目   | 第2次宗像市国土利用計画（H27.5現行計画）   | 第3次宗像市国土利用計画（R6.6見直し検討中）   | 【根拠】調査結果、上位関連計画、検討会結果等  |
|--|---|--|---|
| 第1 市土の利用に関する基本構想   | <p>3 市土利用の基本方針</p> <p>(1) 基本理念<br/>                     玄界灘の美しい海岸線、さつき松原、釣川、四塚連山などの豊かな自然環境や、宗像大社、鎮国寺をはじめとする歴史・文化遺産に恵まれた本市の市土は、市民生活とあらゆる社会活動の基盤であり、限られた貴重な資源である。<br/>                     この限られた資源を次世代に引き継ぎ、市民のいきいきとした暮らしと本市の発展を持続していくためには、豊かな自然と歴史資源の保全を基本とし、常に都市活動と自然環境の調和を保っていくことが求められる。<br/>                     このため、市土利用は、公共の福祉を優先し、自然環境を都市的土地利用に転換すると元に戻ることが困難であること、災害に強い安全な環境を確保すること、既存の宅地内における低未利用地を有効に活用すること、良好な景観を形成することを考慮して、森林や農用地などの保全を十分に検討したうえで、慎重かつ計画的に行い、市の豊かさの形成に大きく貢献すべきものでなくてはならない。<br/>                     さらに、土地利用の転換にあたっては、長期的展望に基づき、豊かな自然環境と歴史・文化遺産の保全に配慮して計画的な調整を行い、市民生活に一層のゆとりとうるおいを与え、魅力ある都市空間の形成に資する都市基盤及び生産基盤の確立と市土の均衡ある発展を図る合理的かつ効率的な土地利用を推進するものとする。</p> | <p>3 市土利用の基本方針</p> <p>(1) 基本理念<br/>                     国や本市を取り巻く社会情勢の変化、国土利用計画（全国計画）の改定（令和5年）、ならびに土地利用上の課題を踏まえ、市土利用に係る基本理念及び基本方針を示す。<br/>                     1) 拠点性の向上と将来にわたる利便性の確保<br/>                     本格的な人口減少・少子高齢化に備え、中心部の拠点性を向上させるとともに、生活に身近な範囲に拠点を形成し、公共交通などのネットワークを強化することで、将来にわたる生活利便性を確保していく。</p> <p>2) 豊かな地域資源の継承<br/>                     豊かな自然環境や、歴史・文化遺産などの地域資源を次世代に継承し、都市活動と調和を保ちながら保全に努める。</p> <p>3) 既存ストックの有効活用<br/>                     これまで培ってきた既存ストックを十分に活用し、暮らしの質や利便性を向上させるとともに、持続可能な都市づくりの実現を目指す。</p> <p>4) メリハリのある土地利用の誘導<br/>                     多彩な地域資源と調和のとれた良好な環境を保全するとともに、災害リスクの状況などの地域特性を十分に踏まえたうえで、戦略的・計画的な土地利用を推進するなど、均衡のとれたメリハリのある土地利用を誘導する。</p> | <p>・事務局にて文言修正<br/>                     ・基本理念の文章を1)～4)に書き分けて記載<br/>                     ・本格的な人口減少・少子高齢化に備えた多極連携型都市構造の考え方や、第六次国土利用計画（全国計画）の基本方針に基づく既存ストック活用の考え方、無秩序な開発を抑制するメリハリのある土地利用を誘導していく考え方を追記</p> |
|  | <p>(2) 基本方針<br/>                     総合計画では、本市の目指すべき姿として「ときを紡ぎ 躍動するまち」を将来像として掲げ、「まちの魅力をさらに高め、豊かな自然を実感でき、人とまちと自然とが互いに共生し、調和が保たれているまち」、「市内の多様な担い手と共に、市外の人とも連携を進め、存在感があり、躍動するまち」、「貴重な歴史文化を誇りとし、次世代へ引き継ぐとともに、新たな文化を生み出すまち」を目指している。<br/>                     このような将来像と土地利用上の課題を踏まえたうえで、以下の市土利用の基本方針を設定する。</p>  | <p>(2) 基本方針<br/>                     第3次宗像市総合計画では、本市の目指すべき姿として「●●●●」を将来像として掲げ、「●●●●」、「●●●●」、「●●●●」を目指している。このような将来像と土地利用上の課題、本計画における基本理念を踏まえたうえで、以下の市土利用の基本方針を設定する。</p>   | <p>・第3次総合計画の方向性が固まりしだい更新予定</p>  |
|  | <p>2) 地域特性が見える拠点等の整備<br/>                     中心拠点（赤間駅周辺）などの位置づけを踏襲し、各拠点において、一層の機能強化と利便性の向上を図ることにより、市街地の拡大を抑制し、環境負荷の少ない集約型の都市構造を形成する。そのため、地域特性の顕在化に寄与する機能強化に努めるとともに、市内外から拠点などへの円滑なアクセス及び快適な道路空間を形成し、都市イメージの向上に資するまちづくりを推進する。</p>  | <p>1) 多極連携型都市構造の実現<br/>                     市の中心的な役割を担う赤間駅周辺は、にぎわいや人々の交流を促進する空間を創出し、さらなる拠点性の向上を図るとともに、それらを補完する拠点として、東郷駅周辺については行政機能を維持するとともに、商業・業務、医療・福祉機能の集積などにより、互いに補完・連携することで一体的な拠点機能の強化を図る。<br/>                     教育大前駅周辺や地域コミュニティが形成される一定のエリアにおいて、生活に身近な拠点を形成し、将来にわたる生活利便性の維持・向上を図る。<br/>                     広域都市間を連携する交通結節点の強化を図り、交通利便性をより一層高めるとともに、周辺を含めた一体的なまちづくりについて検討する。<br/>                     また、これらの地域特性を踏まえた多様な拠点の有機的な連携強化を図るため、公共交通ネットワークの維持・充実を図る。</p>  | <p>・多極連携型の都市構造を目指す観点から、中心拠点だけでなくその他の拠点の形成方針や、各拠点の連携の必要性についての考え方を追記</p>  |
|  | <p>1) 自然環境、生産環境の総合的な保全・活用<br/>                     市域を囲む山や島々の森林、海岸及び沿岸地域、釣川水系の水辺と、農用地を一連の自然的環境として維持・保全する。また、自然とのふれあいや農業・漁業の体験が可能なレクリエーションの場として活用を図る。</p>  |  | <p>・第3次計画における下記「3) 安心して快適に住み続けられる住環境の形成」に包含して整理</p>   |
|  |   | <p>2) 既存ストックの活用による定住・転入・交流人口の拡大<br/>                     市街地に点在する低未利用地や空き家、老朽化に伴い機能更新が求められる公共施設などの既存ストックを活用し、にぎわいや人々の交流を促進する空間を創出する。<br/>                     また、高齢化が進む住宅団地などの建て替え時期を好機と捉え、若者・子育て世代の流入を促し世代循環バランスの健全化を図るとともに、暮らしやすさを高める多世代交流の実現を図る。</p>  | <p>・第六次国土利用計画（全国計画）における既存ストック活用の観点や、住宅団地が建替え時期・機能更新の時期を迎える本市の状況を踏まえた団地再生の考え方を追記</p>   |
| <p>4) 安心して住み続けられる住宅地の保全・再生<br/>                     住宅系土地利用を基軸とした現在の土地利用を継承し、良好な自然環境と共存しつつ、生活利便性の維持・向上、世代に応じて住み替え可能な住環境整備を図ることにより、子どもから高齢者まで安心して住み続けることのできる住宅地の保全・再生を図る。</p> | <p>3) 安心して快適に住み続けられる住環境の形成<br/>                     激甚化・頻発化する自然災害に対し、ハード・ソフト両面からの防災対策の強化を図るとともに、災害リスクが高い地域については、居住誘導区域など一定の都市基盤が整う安全性が確保された地域へと緩やかな移転を促進する。<br/>                     また、防災機能や環境負荷の低減など、多面的な機能を有する山林や農地の保全に努めるとともに、周辺環境との調和に配慮した再生可能エネルギーの導入を促進する。<br/>                     人々の暮らしに潤いをもたらす、レクリエーションの場として利用される都市公園については、多様な主体との連携による維持管理に努めるとともに、にぎわいや交流を生む新たな活用方策について検討する。</p>   | <p>・「安心」の観点には防災に考え方を追記するとともに、「快適」の観点の追加に伴い、環境や都市公園の新たな活用方策（庁内関係課へのヒアリング結果による）を含めた考え方を追記</p>  |   |

| 項目               | 第2次宗像市国土利用計画（H27.5現行計画）  | 第3次宗像市国土利用計画（R6.6見直し検討中）  | 【根拠】調査結果、上位関連計画、検討会結果等   |
|------------------|--|---|--|
| 第1 市土の利用に関する基本構想 | <p>3) 拠点等の機能強化と連携した産業用地の確保<br/>都市の活動を支え、雇用の創出に資する商業・観光産業・工業用地の確保は、既存の交通ネットワークの活用や周辺環境の保全に配慮しつつ、拠点などの機能強化と連携を図りながら推進するものとする。</p>  | <p>4) 地域特性に応じたメリハリのある土地利用の規制・誘導<br/>市街化区域などでは、生活利便性の向上などに資する開発の需要に応じて、周辺環境との調和を考慮し、計画的な用途地域の見直しを検討する。<br/>一方、市街化調整区域などでは、既存集落の維持を図りつつも、災害リスクが高い地域では、農地からの住宅転用など、市街化の抑制について検討する。<br/>また、地域経済を活性化させ、市の活力向上を図るため、位置特性や利用状況に応じて、農地などを活用した新たな産業基盤の創出を図る。</p>   | <p>・産業用地を確保していく観点に加え、令和2年都市再生特別措置法の改正に伴う災害ハザードエリアの土地利用の考え方を踏まえ追記</p>   |
|                  | <p>5) 地域資源の活用と維持・管理活動の促進<br/>自然環境、歴史・文化遺産、市街地の街なみなどの地域資源の保全・活用を通じて自然環境と都市活動の共生を図り、良好な景観を守り育て、市土の質を高める。そのため、市民活動団体などによる地域資源の維持・管理活動を促進する。</p>   | <p>5) 多彩な地域資源の保全と積極的な活用<br/>本市が有する多彩な自然環境、歴史・文化遺産を活かしてさらなる地域の活性化を図るため、周辺を含めた一体的にぎわいの創出、地域資源の有機的な連携に資する公共交通の再構築など、多様な主体との連携・参画による地域資源の有効活用を図る。</p>   | <p>・おおむね現行計画を踏襲しつつ、庁内検討会議等でのご意見を踏まえ、地域資源の周辺を含めて一体的にぎわいを創出する観点や、有機的に連携していく観点を追記</p>                           |
|                  | <p>4 利用区分別の市土利用の基本方向<br/>(1) 農用地<br/>・農用地は、本市の重要な産業である農業を支える生産基盤であり、洪水の調整機能、田園都市的な景観形成、身近なオープンスペースとしての機能があるため、保全を大原則とする。<br/>・地理的条件を活かした都市近郊型農業をベースとした生鮮食料供給基地としての位置を確保するため、農振農用地のうち農業基盤整備を実施した区域は、農用地としての利用を維持する。未整備の農用地についても、基本的にその維持・保全に努める。<br/>・中心拠点を取り巻く農用地の中で、一定の位置的要件や目的を有し、環境と調和する計画的な開発が担保される場合については、農林業との調整や浸水対策を図ったうえで、都市的土地利用に転換することを検討する。<br/>・農地を保全し、荒廃農地の発生を防ぐため、農業の担い手への農地の集積、集約化を推進する。</p> | <p>4 利用区分別の市土利用の基本方向<br/>市土利用の基本方針に基づく利用区分別の基本方向を次のとおり整理する。<br/>(1) 農用地<br/>◆農業生産や洪水の調整機能、潤いのある景観形成など、多面的な機能の発揮が期待できるため保全を原則とする。<br/>◆将来にわたり食料を安定的に供給する観点から、農用地等の優良農地の保全に努める。<br/>◆農業生産の効率化や担い手を確保するため、農地中間管理事業等の活用により農地の集積・集約化を推進する。<br/>◆鉄道駅周辺や広域幹線道路に近接する農地については、周辺環境との調和や災害ハザードの状況を踏まえ、位置的ポテンシャルを活かした地域の拠点性向上に資する最適な土地利用方針について検討する。</p> | <p>・おおむね現行計画を踏襲しつつ、第六次国土利用計画（全国計画）の中間管理機構活用観点を追記<br/>・農地の都市的土地利用転換について、周辺環境との調和だけでなく、災害ハザードの状況を踏まえる観点を追記</p> |
|                  | <p>(2) 森林<br/>・市周縁部の山林は、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能、保健・レクリエーション機能、文化機能など市民生活を支える公益的機能を十分発揮させるために保全を大原則とする。<br/>・快適な居住環境の確保のために重要な市街化区域内の樹林は、制度的な担保を持って保全することに努める。<br/>・若宮インターチェンジ近接地や国道3号沿いにおいては、産業用地の確保を目的とし、周辺環境への影響を最小限に抑えた計画的な開発に限り、都市的土地利用に転換することを検討する。<br/>・さつき松原やそれに隣接する樹林地は、本市の個性ある自然景観の構成要素として特に重要であることから保全を大原則とし、その周辺地域において保健・レクリエーション機能や文化機能の充実を図る。<br/>・沖ノ島を覆う森林は、優れた原始林及び野鳥の生息地であることから、厳正に保全する。</p>     | <p>(2) 森林<br/>◆水源涵養機能、山地災害防止機能、レクリエーション機能など、多面的な機能の発揮が期待できるため保全を原則とする。<br/>◆林業従事者の減少や高齢化に対応するため、担い手の確保や保全活動への多様な主体の参画を促進する。<br/>◆公共施設等の建築に際する木材の活用促進。<br/>◆高速道路や国道等と近接する広域基盤を有する地域については、周辺環境との調和や災害ハザードの状況を踏まえ、位置的ポテンシャルを活かした広域交通の利便性を享受できる最適な土地利用について検討する。</p>   | <p>・森林の有効活用について、林野庁の木材利用促進の考え方に基づき、公共施設等への地域木材利用に関する考え方を追記</p>   |
|                  | <p>(3) 水面、河川、水路<br/>・ため池などの水面は、安全性向上のための整備を行う。<br/>・河川は、治水能力の向上及び環境や親水性に配慮した整備に努める。<br/>・水路は、主に水害防除のための整備を行う。</p>  | <p>(3) 水面、河川、水路<br/>◆ため池などの水面は、農業用水の安定的確保や災害防止機能を有する観点から、計画的な整備・保全に努めるとともに、安全性の向上を図る。<br/>◆河川は、計画的な治水対策や防災対策の整備を促進するとともに、河川空間を活用し、安らぎと潤いを与える親水空間の創出に努める。<br/>◆水路は、農業用水路や排水路などの適切な維持管理に努めるとともに、水害対策のための整備を行う。</p>  | <p>・おおむね現行計画を踏襲しつつ、事務局にてため池や河川を保全する理由について、農業用や災害防止の観点を追記</p>   |
|                  | <p>(4) 道路<br/>・広域化に対応する幹線道路網整備を推進する。<br/>・市街地と国道3号や九州自動車道など広域幹線道路へのアクセス性向上を図る。<br/>・観光施設のネットワーク化を図るため、市域を南北につなぐ道路や観光施設周辺道路、駅周辺道路の整備を進める。<br/>・分散した市街地を結ぶ連絡道路の強化を図り、一体的な都市づくりに資する道路網を形成する。<br/>・混雑区間の解消のための道路網整備を進める。<br/>・駅周辺と拠点などを結ぶ歩行者・自転車ネットワーク形成に寄与する道路整備を進める。</p>   | <p>(4) 道路<br/>◆都市間連携や地域間連携に資する幹線道路網整備を推進する。<br/>◆点在する観光拠点の有機的な連携強化に資する道路整備を進める。<br/>◆赤間駅や東郷駅周辺などの中心市街地は、人々の活発な活動や回遊性を促すため、徒歩や自転車での移動がしやすいような環境整備を進める。<br/>◆農道は、農業の生産性向上や農用地の適正な管理を行うために、適切な管理を図る。</p>   | <p>・国土交通省のウォークラブルなまちづくりを推進する観点や、第六次国土利用計画（全国計画）における農道に関する考え方を追記</p>  |

| 項目                  | 第2次宗像市国土利用計画（H27.5現行計画）   | 第3次宗像市国土利用計画（R6.6見直し検討中）  | 【根拠】調査結果、上位関連計画、検討会結果等  |
|---------------------|---|---|---|
| 第1<br>市土の利用に関する基本構想 | <p>(5) 宅地<br/>1) 住宅地<br/>・今後も緑豊かで良好な居住環境を備えた戸建て住宅を中心とした土地利用を維持する。<br/>・既存住宅団地内の空き家、空き地の利用を促進する。<br/>・老朽化が進む住宅団地において、ライフサイクルを踏まえ、多様な世代が居住可能な団地への再生を推進する。<br/>・中心拠点として位置づけられている赤間駅周辺に、住宅団地や若年人口の定着のための集合住宅などの立地を進める。<br/>・農村地域の既存集落内やその周辺などにおいて、自然や田園との調和を保った田園居住型の住宅の誘導を進める。</p>   | <p>(5) 宅地<br/>1) 住宅地<br/>◆耐震や環境性能を備えた住宅ストックの質の向上を図る。<br/>◆農地などの住宅転用を抑制するため、低未利用地や空き家の活用・除却を推進する。<br/>◆世代循環の健全化や多世代の交流促進、生活利便性の向上に資する住宅団地の再生を促進する。<br/>◆赤間駅周辺などの中心市街地において、土地の高度利用による都市型居住を促進する。<br/>◆農村・漁村集落地は、周辺環境との調和に配慮しつつ、災害リスクを十分に踏まえたうえで、既存集落の維持・活性化を図るため、「優良田園住宅建設促進制度」を活用した魅力ある住環境の形成を図る。</p>  | <p>・おおむね現行計画を踏襲しつつ、第六次国土利用計画（全国計画）の中心市街地における高度利用・都市型居住の観点を追記<br/>・農村及び漁村集落地について、「優良田園住宅建設促進制度」の考え方にに基づき修正</p> |
|                     | <p>2) 工業用地<br/>・新たな企業誘致や工業用地の適正配置を進めるため、自然環境の保全を前提としながら、周辺地域への影響にも配慮したうえで、地域資源を重視した工場や地域産業活性化に資する工業用地の確保を検討する。<br/>・用地については、広域交通の利便性が高く、まとまった用地が確保できる若宮インターチェンジ近接地や、福岡や北九州にある工場との連携や既存の工場との連携が可能で、質が高く低コストの整備を計画的に進めことができる国道3号沿いにおいて確保を図る。</p>  | <p>2) 工業用地<br/>◆新たな企業誘致や工業用地の適正配置を進める。対象用地については、広域交通の利便性が高く、まとまった用地が確保できる箇所を想定する。<br/>◆なお、用地確保にあたっては、交通条件等の優位性を考慮しつつ、周辺環境や自然環境との共生に配慮しながら、農林漁業との調和を図りつつ、計画的に適正な規模の用地確保に向けた土地利用の調整を行う。</p>   | <p>・事務局にて文言を修正</p>  |
|                     | <p>3) 店舗・事務所等その他の宅地<br/>・中心拠点として、赤間駅周辺において、新たな商業集積などの誘導を進める。<br/>・地域拠点として、東郷駅周辺の商業・業務地としての環境を向上させ、良好な市街地形成を図る。<br/>・地域中心として、国道3号光岡交差点周辺及び自由ヶ丘3丁目交差点周辺を位置づけ、自動車交通や広域バス交通の利便性や既存の商業集積を活かし、地域の生活を支える中心地を形成する。<br/>・歴史拠点として宗像大社辺津宮周辺を、観光拠点として道の駅むなかた周辺や街道の駅赤馬館周辺を位置づけ、歴史・文化遺産を活用した観光の推進を図る。<br/>・漁業拠点として鐘崎漁港を位置づけ、他の漁港との役割分担を明確にししながら、観光産業への展開を視野に入れた整備を推進する。<br/>・分散した住宅地における生活関連サービスを確保するため、商業・医療施設など近隣サービス施設のきめ細かな配置を図る。</p> | <p>3) 店舗・事務所等その他の宅地<br/>◆中心拠点として、赤間駅周辺において、利便性や拠点性の向上に資する商業施設などの多様な都市機能の誘導を図る。<br/>◆副拠点として、東郷駅周辺において、行政機能を維持するとともに、商業・業務、医療・福祉機能の集積により、中心拠点を補完する。<br/>◆地域生活拠点として、国道3号光岡交差点周辺及び自由ヶ丘3丁目交差点周辺のほか、吉武、池野、岬、神湊、大島を位置づけ、交通ネットワークや既存の商業集積を活かし、地域の生活を支える拠点を形成する。<br/>◆観光交流拠点として、宗像ユリックス総合公園周辺、宗像大社辺津宮、鎮国寺、海の駅むなかた館周辺、道の駅むなかた周辺、街道の駅赤馬館周辺（赤間宿）、鐘崎漁港及び神湊漁港周辺を位置づけ、歴史・文化遺産や漁港を活かした観光の推進を図る。</p> | <p>・別途策定中の第3次都市計画マスタープランの将来都市構造（案）の拠点設定に基づき修正</p>   |
|                     | <p>(6) 市街地<br/>・にぎわいとうるおいのある魅力的な中心拠点を形成するため、商業施設や住宅の集積と適正な配置を図る。<br/>・交通渋滞を緩和し、また高齢者などを含む誰もがまちなかに気軽に安全に外出できるような、コンパクトで歩いて暮らせる市街地の形成を図る。<br/>・市街地内の低未利用地のうち、まとまった樹林地や市街化区域縁辺の斜面緑地である緑地保全候補地を除いた地域の利用を進める。</p>  |   | <p>・第3次計画における（1）～（5）に包含して整理</p>   |
|                     | <p>(7) 海岸及び沿岸地域<br/>・海岸部及び沿岸地域については、海岸及び沿岸地域を漁業、海上交通、観光レクリエーションの場として、海域と陸域の一体性や良好な景観形成に配慮しながら有効に活用する。また、自然環境や生態系の保全などに十分配慮し、海岸の保全を図る。</p>   | <p>(6) 海岸及び沿岸地域<br/>◆漁業、海上交通、観光レクリエーションの場として、海域と陸域の一体性や良好な景観形成に配慮しながら有効に活用する。<br/>◆また、自然環境や生態系の保全などに十分配慮し、海岸の保全を図る。</p>   | <p>・事務局にて文言を修正</p>  |
|                     | <p>(8) その他<br/>・公共・公益施設は、地域住民が健康で文化的な生活を送るうえできわめて重要なものであることから、住民のニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地を確保する。また、施設の整備にあたっては、防災性の確保と災害時における施設の活用、誰もが安全で安心して利用できるユニバーサルデザイン、当該施設内の緑化の推進などに配慮する。</p>   | <p>(7) その他<br/>◆公共・公益施設は、多様化する住民のニーズを踏まえ、環境の保全に配慮しながら必要な用地を確保する。<br/>◆なお、施設の整備にあたっては、防災性の確保と災害時における施設の活用、さらには誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインを推進するとともに、施設内の緑化の推進や建築する際の木材活用を促進する。</p>   | <p>・事務局による文言の修正<br/>・公共・公益施設の緑化について、林野庁の木材利用促進の考え方にに基づき、地域木材利用に関する考え方を追記</p>                                  |

| 項目   | 第2次宗像市国土利用計画（H27.5現行計画）  | 第3次宗像市国土利用計画（R6.6見直し検討中）   | 【根拠】調査結果、上位関連計画、検討会結果等   |
|--|--|--|--|
| 第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要   | 1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標<br>(1) 目標年次等<br>計画の目標年次は、平成37年（2025年）とし、基準年次を平成22年（2010年）とする。  | 1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標<br>(1) 目標年次等<br>本計画は、概ね10年間の市土利用の方向性を示す観点から、目標年次を令和16年（2034年）とし、基準年次を令和4年（2022年）とする。<br>※基準年次については、利用区分ごとの現況規模を「令和4年度福岡県土地利用動向調査」の数値を使用していることによる | ・目標年次の更新に伴う修正<br>・現況数値について「福岡県土地利用動向調査」に基づく数値を掲載（毎年調査が実施されることや、調査方法の統一により数値の乖離を防ぐ観点から同調査における数値を採用） |
|  | (2) 人口の想定<br>市土の利用に関して基礎的な前提となる本市の目標年次における人口は、宗像市総合計画に即し、96,000人とする。   | (2) 人口の想定<br>市土の利用に関して基礎的な前提となる本市の目標年次における人口は、宗像市総合計画に即し、●●人とする。   | 第3次宗像市総合計画の数値が固まり次第掲載予定  |
|  | (3) 利用区分<br>市土の利用区分は、農用地、森林、宅地などの地目別区分及び市街地とする。  | (3) 利用区分<br>市土の利用区分は、農用地、森林、宅地などの地目別区分とする。   | ・利用区分の「市街地」について、第3次計画における「宅地」に包含して整理   |
|  | (4) 目標設定の方法<br>市土の利用区分ごとの規模は、利用区分別の利用状況と変化について、土地利用の実態との調整を行い、将来の人口や都市像などを前提とした土地利用面積を予測して、その目標を定めるものとする。  | (4) 目標設定の方法<br>市土の利用区分ごとの規模は、利用区分別の利用状況と変化について、土地利用の実態との調整を行い、将来の人口や都市像などを前提とした土地利用面積を予測して、その目標を定めるものとする。  | ・修正なし  |
|  | (5) 目標値<br>市土の利用に関する基本構想に基づく、目標年次（平成37年）の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。なお、次表の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。  | (5) 目標値<br>目標年次（令和16年）の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。なお、次表の数値については、今後の経済社会の不確定さなどに鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものである。   | ・事務局にて文言を修正  |
|  |  | 2 地域別の概要<br>地域別の区分は、土地利用の現況及び自然的、社会的、経済的条件を勘案し、陸地部、離島部（大島、地島、勝島、沖ノ島）の2区分とする。   | ・第六次国土利用計画（全国計画）の項目立てにあわせて新設   |
|  | (1) 農用地については、陸地部で、農振農用地のうち農業基盤整備を実施した区域を中心として、基本的にその維持・保全に努めるものの、市街地内の農用地における宅地などへの転換により減少する。離島部では、宅地などへの転換圧力が低いと想定されるため、現状並みで推移する。  | (1) 農用地<br>陸地部では、農振農用地のうち農業基盤整備を実施した優良農地を中心として、基本的には維持・保全に努めるものの、市街地内の農用地における宅地などへの転換により、これまでと同様の傾向で減少する。離島部では、宅地などへの転換圧力が低いと想定されるため、現状並みで推移する。                          | ・陸地部について、過年度からの農地転用の推移を鑑み、同様の傾向で減少する旨を追記   |
|  | (2) 森林については、陸地部では、産業用地確保のための宅地などへの転換により減少する。離島部では、緑の保全を図るという観点から、現状のまま推移する。  | (2) 森林<br>陸地部・離島部ともに、緑の保全を図る観点から、現状のまま推移する。  | ・陸地部については、過年度からの推移や土地利用の考え方を踏まえ、現状のまま推移すると想定   |
|  | (3) 水面・河川・水路については、陸地部、離島部とも面積は概ね現状のまま推移する。   | (3) 水面・河川・水路<br>陸地部・離島部ともに、現状のまま推移する。  | ・修正なし  |
|  | (4) 道路については、陸地部で、住宅地や都市計画道路の整備などに伴い増加する。   | (4) 道路<br>陸地部では、都市計画道路の整備や住宅地の開発に伴う道路整備などにより増加する。離島部では、宅地などへの転換圧力が低いと想定されるため、現状並みで推移する。  | ・事務局にて文言を修正<br>・離島部に関する考え方を追記  |
| (5) 宅地のうち、住宅地については、陸地部で、赤間駅周辺の中心拠点整備などに伴い住宅地を整備することから増加する。工業用地及びその他の宅地（商業用地など）については、陸地部で、若宮インターチェンジ近接地や国道3号沿い、国道495号沿いなどにおいて、一定規模の新規用地を確保することから増加する。 | (5) 宅地<br>陸地部では、赤間駅周辺の中心拠点整備に伴う住宅整備や、周辺環境や災害リスクの状況を鑑みた適正な土地利用を推進する観点から増加する。また、工業用地については、国道3号沿いなどにおいて、一定規模の新規用地を確保する観点から増加する。商業用地などのその他の宅地については、宅地の開発需要が高まる地域や、既存住宅団地の再生とあわせて都市機能の誘導を図る観点、ならびに道の駅むなかたを拠点とした北部沿道商業地等の活性化を図る観点から増加する。離島部では、宅地や工業用地、商業用地への転換圧力が低いと想定されるため、現状並みで推移する。 | ・陸地部について、農地転用による増加、道の駅むなかた周辺の沿道商業地の形成を想定し追記<br>・工業用地について、若宮インターチェンジ近接地の文言を削除   |  |
| (6) その他については、陸地部では、宅地などの整備に伴う公益施設用地、公共空地の確保などにより若干増加する。  | (6) その他<br>陸地部では、宅地などの整備に伴う公益施設用地、太陽光発電設備の設置、遊休農地の拡大などにより増加する。離島部では、開発圧力が低いと考えられるため、現状並みで推移する。   | ・陸地部について、増加の理由に太陽光発電の設置や遊休農地の増加を追記<br>・離島部に関する考え方を追記   |  |
| (7) 市街地については、陸地部の中心拠点などにおける宅地面積の増加に伴い増加する。   |  | ・利用区分の「市街地」について、第3次計画における「宅地」に包含して整理   |  |

| 項目  | 第2次宗像市国土利用計画（H27.5現行計画）  | 第3次宗像市国土利用計画（R6.6見直し検討中）  | 【根拠】調査結果、上位関連計画、検討会結果等   |
|---|--|---|--|
|   | <p>第2（市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要）に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は次のとおりである。</p>   | <p>「第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」に掲げる事項を達成するために必要な措置を以下に示す。<br/> <b>なお、本計画は、国や自治体などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体との連携により実現されるものである。</b></p>   | <p>・第六次国土利用計画（全国計画）に基づき、各種の措置が多様な主体との連携により実現する旨を追記</p>   |
|   | <p>1 土地利用に関する法律等の適正な運用<br/>                     国土利用計画法をはじめとする土地利用関係法令（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等）の適正な運用、及びこれに基づく土地利用に関する諸計画の充実、並びに長期的展望に立った総合的かつ計画的な土地利用の調整を図ることにより、適正な土地利用を推進する。</p>   | <p>1 土地利用に関する法律などの適正な運用<br/>                     国土利用計画法をはじめとする土地利用関係法令（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等）の適正な運用、及びこれに基づく土地利用に関する諸計画の充実、並びに長期的展望に立った総合的かつ計画的な土地利用の調整を図ることにより、適正な土地利用を推進する。</p>   | <p>・修正なし</p>   |
| <p><b>第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</b></p> | <p>2 地域整備施策の推進<br/>                     （1）赤間駅周辺においては、中心拠点としてのさらなる機能集積に向けて、住宅地及び商業地の整備を推進するとともに、利便性や安全性の向上を図るため、道路、河川などの公共施設の整備を行う。<br/>                     （2）東郷駅周辺においては、駅へのアクセス性を高める道路、広場、駐車場などを整備し、商業・業務環境の向上を図る。<br/>                     （3）多様な世代が安心して住み続けられる住環境の整備に向け、以下のような取り組みを推進する。<br/>                     ・子育て世帯向け住宅や高齢者向け住宅の供給促進<br/>                     ・多世代が暮らすことができ、公共交通の利便性を活かした住宅団地の再生<br/>                     ・景観形成、緑化推進など住宅地における協定づくりの誘導、地域特性に応じ周囲の自然と調和した魅力的な住宅地開発の誘導<br/>                     （4）国道495号沿道においては、玄海国定公園など、周辺の良い景観に配慮しつつ、観光拠点形成に寄与する計画的な店舗誘導や利便性・回遊性を高める土地利用を促進する。<br/>                     （5）農振農用地の農業基盤整備を実施していない地区について、生産条件を向上させ優良農地として保全するためにため池や用排水路、農道などの整備を実施する。<br/>                     （6）大島、地島については、交流人口の増加を図るために、離島固有の自然的・歴史的資源を活かした環境整備を推進する。</p> | <p>2 地域特性や拠点の役割に応じた地域整備施策の推進<br/> <b>◆赤間駅周辺は、立地適正化計画の適正な運用などにより、中心拠点として利便性や拠点性に資する多様な都市機能を集積するとともに、道路、河川などの公共施設の整備を行う。また、上記の機能を下支える一定の人口集積を図るため、土地の高度利用などにより都市型居住を促進する。</b><br/> <b>◆東郷駅周辺は、中心拠点を補完する副拠点として行政機能を維持するとともに、商業・業務、医療・福祉機能の集積を図る。</b><br/> <b>◆教育大前駅周辺や、コミュニティ・センターを核とする地域コミュニティ拠点は、立地適正化計画や開発許可制度、地区計画などの活用により、周辺住民の生活に必要な機能の確保を図る。また、市街化区域においては、生活利便性の向上を図るため、開発需要に応じた用途地域の見直しを図る。</b><br/> <b>◆広域都市間を連携する交通結節点の強化を図り、交通利便性をより一層高めるとともに、周辺を含めた一体的なまちづくりについて検討する。</b><br/> <b>◆多様な世代が安心して住み続けられる住環境の整備に向けて、以下の取組を推進する。</b><br/>                     ・若者世代や子育て世帯向け住宅、高齢者向け住宅など世代ニーズに応じた住宅供給の促進<br/>                     ・世代循環バランスの健全化が図られた多世代交流を生む団地再生<br/>                     ・既存の地区計画の推進や景観に関する協定などによる快適な住環境の形成<br/>                     ・空き家などを活用した二地域居住に資する移住者の受け皿整備<br/> <b>◆国道495号沿道及び鐘崎漁港、神湊漁港周辺は、玄界国定公園など、周辺の良好な景観に配慮しつつ、観光拠点形成に寄与する計画的な店舗誘導や利便性・回遊性を高める土地利用を促進する。</b><br/> <b>◆これまで整備してきた都市公園は、機能や特性に応じてリニューアルを図る際には、官民連携によるPark-PFIなどの導入により、にぎわいや交流機能を創出するなど、誰もが快適に過ごせる公園づくりに努める。</b><br/> <b>◆農振農用地の農業基盤整備を実施していない地区は、生産条件を向上させ優良農地として保全するために、ため池や用排水路、農道などの整備を行う。</b><br/>                     また、高齢化に伴い減少する担い手の育成・確保等を行う中で、農用地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地の発生防止と解消を図る。担い手不足の解消や耕作放棄地への対応にあたっては、農地中間管理事業などの活用やスマート農業の推進により、農作業の効率化・負担軽減を図る。<br/> <b>◆大島及び地島は、交流人口の増加を図るため、離島固有の自然的・歴史的資源を活かした環境整備を推進する。</b><br/> <b>◆地域経済の活性化による市の活力向上を図るため、災害リスクや周辺環境との調和に十分配慮し、農地などを活用して新たな産業基盤の創出を図る。</b></p> | <p>・赤間駅周辺については、立地適正化計画と連動した多様な都市機能誘導に関する考え方、高度利用による都市型居住を促進する考え方を追記<br/>                     ・東郷駅周辺については、中心拠点を補完する副拠点に位置づける旨と、誘導すべき施設について追記・修正<br/>                     ・別途策定中の都市計画マスタープランにて新たに位置づけた地域コミュニティ拠点に関する考え方を追記<br/>                     ・多世代が住み続けられる住環境の整備について、事務局による文言の修正とともに、既存の地区計画を推進する観点や、第六次国土利用計画（全国計画）に位置づけられている二地域居住について、空き家等の活用を踏まえ追記<br/>                     ・鐘崎漁港及び神湊漁港について、庁内検討会議やヒアリング結果を踏まえ、観光拠点として整備する考え方を追記<br/>                     ・第3次計画の基本方針に基づき、御市公園の新たな活用方策について追記<br/>                     ・農地について、担い手不足や耕作放棄地への対応の考え方を追記<br/>                     ・産業用地について、農地等を活用して新たに創出していく考え方を追記</p> |
|   | <p>3 土地利用に係る環境の保全及び安全性、快適性の確保<br/>                     （1）開発行為については、公園、緑地を十分確保するとともに、自然環境、生活環境に与える影響を見極め、環境保全に十分配慮するものとする。また、敷地内の緑化を推進し、住環境や都市環境の保全に努める。<br/>                     （2）市民の生命、財産を守り災害、公害などを未然に防止するため、市街化調整区域などについては「宗像市市街化調整区域等の開発行為に関する条例」などに基づく指導を強化する。<br/>                     （3）良好な住環境の保持、推進を図るため、公園、広場、緑地などのオープンスペースを確保するとともに、生活道路の整備などを行う。<br/>                     （4）景観計画に基づき、地域特性に応じた自然景観や歴史・文化遺産との調和、魅力ある都市景観の形成を推進する。<br/>                     （5）赤間駅周辺における中心拠点整備においては、周辺地域までを含め、関係機関と緊密な連携を図りながら、浸水対策を十分に図る。<br/>                     （6）本市の環境のシンボルである釣川の水質の保全、水量の確保及び治水対策のため、汚濁の防止や流域の山林・農地の保全に努める。<br/>                     （7）貴重な歴史・文化遺産および地域資源の保全、整備に努める。</p>   | <p>3 土地利用に係る環境の保全及び安全性、快適性の確保<br/> <b>◆開発行為については、公園・緑地を十分確保するとともに、自然環境や生活環境に与える影響を見極め、環境保全に十分配慮するものとする。また、敷地内の緑化を推進し、住環境や都市環境の保全に努める。</b><br/> <b>◆良好な住環境の保持・推進を図るため、公園や広場、緑地などのオープンスペースを確保するとともに、狭あい道路解消に向けた生活道路の整備や通学路の環境整備を推進する。</b><br/> <b>◆景観計画に基づき、地域特性に応じた自然景観や歴史・文化遺産との調和、魅力ある都市景観の形成を推進する。</b><br/> <b>◆台風や集中豪雨などによる洪水や内水等に伴う浸水被害を防止するため、排水施設の整備・改修を進めるとともに、洪水緩和機能を有する農地や山林の保全、宅地開発の適正化を促進するなど、流域治水の観点から総合的な治水対策を進める。</b><br/> <b>◆ゼロカーボンシティの実現に向けて、太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入促進により、環境負荷の低減を図り、持続可能な都市づくりを目指す。</b><br/> <b>◆貴重な歴史・文化遺産および地域資源の保全、整備に努める。</b></p>  | <p>・良好な住環境の保持・推進に向けて、狭あい道路の解消及び通学路の環境整備に関する考え方を追記<br/>                     ・浸水対策について、赤間駅周辺だけでなく、市全体で総合的な治水対策を進める考え方を追記（現行計画における（2）（6）の考え方を包含）<br/>                     ・第六次国土利用計画（全国計画）に基づき、ゼロカーボンシティの実現に寄与する考え方を追記</p>  |

| 項目   | 第2次宗像市国土利用計画（H27.5現行計画）  | 第3次宗像市国土利用計画（R6.6見直し検討中）   | 【根拠】調査結果、上位関連計画、検討会結果等   |
|--|--|--|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</p> | <p>4 土地利用の転換の適正化及び有効利用の促進</p> <p>(1) 海岸部の自然公園地域を中心とした特に自然環境に恵まれた地域については、現在及び次世代の市民の財産として、土地利用転換を抑制し、保全していく。</p> <p>(2) 農用地の利用転換については、農業的土地利用との調整を図りつつ、本市の社会・経済的振興及び地域農業への影響、環境保全、防災、景観形成などに配慮し、無秩序な転用を抑制しながら、優良農用地が確保されるよう、十分配慮して行う。</p> <p>(3) 森林の利用転換については、水源涵(かん)養、山地災害防止、文化、生物多様性保全などの各公益的機能を保持するために原則として抑制する。</p> <p>(4) 市街化区域内の未利用地のうち、まとまった樹林地や市街化区域縁辺の斜面緑地など、快適で安全な居住環境の確保のために重要なものについては、制度的な担保を持って保全に努める。一方、市街化区域縁辺の大規模な未利用地については、必要に応じて、市街化調整区域への編入を行い、集約型都市構造の形成を推進する。それ以外の市街化区域内の未利用地は、市街化の促進と土地の有効利用のため、「宗像市空き家・空き地バンク」などにより、開発や住み替えを誘導し、活用を図る。</p> | <p>4 土地利用の転換の適正化及び有効利用の促進</p> <p>◆海岸部の自然公園地域を中心とした特に自然環境に恵まれた地域は、現在及び次世代の市民の財産として、土地利用転換を抑制し、保全していく。</p> <p>◆農用地の利用転換については、農業的土地利用との調整を図りつつ、本市の社会・経済的振興及び地域農業への影響、環境保全、防災、景観形成などに配慮し、無秩序な転用を抑制しながら、優良農用地が確保されるよう、十分配慮して行う。</p> <p>◆森林の利用転換については、水源涵養、山地災害防止、文化、生物多様性保全などの各公益的機能を保持するために原則として抑制する。</p> <p>◆市街化区域内の低未利用地のうち、まとまった樹林地など、快適で安全な居住環境の確保のために重要なものについては、保全に努める。</p> <p>また、市街化区域内の空き家や低未利用地は、市街化の促進と土地の有効活用のため、「宗像市空き家・空き地バンク」などにより、開発や住み替えを誘導する。</p> <p>今後は、人口減少・高齢化に伴い所有者不明の土地の増加が懸念されることから、相続登記義務化の周知・促進などにより、円滑な土地の流通・活用を目指す。</p> <p>◆より効率的で持続可能な行政サービスの提供に向けて、公共施設やインフラの再編などについて検討し、老朽化が進む施設の長寿命化や集約化による機能強化など、既存ストックの有効活用を推進する。</p> <p>◆市街化調整区域における農村集落地については、「宗像市市街化調整区域の整備・保全の方針」に基づき、無秩序な都市的土地利用を抑制しつつも、持続可能な集落環境を維持するため、計画的な土地利用を推進する。</p> | <p>・事務局による文言修正とともに、空き家や空き地の有効活用に向けて、第六次国土利用計画（全国計画）における所有者不明土地に関する考え方、既存ストックの活用に関する考え方を追記</p> <p>・市街化調整区域における農村集落地について、「宗像市市街化調整区域の整備・保全の方針」の考え方に基づき修正</p> |
|  | <p>5 協働による土地の維持管理の促進</p> <p>市土は市民共有の財産であることを踏まえ、土地所有者による管理はもちろんのこと、土地所有者以外の人々との協働により維持管理を行うことで、市土の適正な管理への意識の向上、市内外の人々の交流促進、地域への愛着を醸成することが期待される。</p> <p>そのため、河川や海岸、道路、公園などの清掃活動や緑化活動など、地域資源の保全・活用や良好な景観形成などの様々な活動に多様な主体が参画できる取り組みを進める。</p>  | <p>5 協働による土地の維持管理の促進</p> <p>◆市土は市民共有の財産であることを踏まえ、土地所有者による管理はもちろんのこと、<b>国や自治体などの公的機関に加え、地域住民、企業、NPO、大学など、土地所有者以外の多様な主体との協働</b>により維持管理を行うことで、市土の適正な管理への意識の向上、市内外の人々の交流促進、地域への愛着の醸成、<b>新たなイノベーションの創出</b>などが期待される。</p> <p>そのため、河川や海岸、道路、公園などの清掃活動や緑化活動など、地域資源の保全・活用や良好な景観形成などの様々な活動において、多様な主体が参画できる取り組みを進める。</p>   | <p>・第六次国土利用計画（全国計画）における協働に関する考え方に基づき、多様な主体との連携や、連携を通じて新たなイノベーションが創出される観点を追記</p>  |
|  | <p>6 土地に関する調査の実施及び成果の普及・啓発</p> <p>市土の均衡ある発展と適切な土地利用を図るため、自然環境の保全状況、土地利用の動向、土地取引の状況などについて、科学的かつ総合的な調査を随時実施し、市土の実情を把握する。また、市民による市土への理解を促し、本計画の総合性と実効性を高めるため、調査結果の普及や啓発を図る。</p>   | <p>6 土地に関する調査の実施及び成果の普及・啓発</p> <p>◆市土の均衡ある発展と適切な土地利用を図るため、自然環境の保全状況、土地利用の動向、土地取引の状況などについて、<b>地籍調査</b>など科学的かつ総合的な調査を随時実施し、市土の実情を把握する。</p> <p>また、市民による市土への理解を促し、本計画の整合性と実効性を高めるため、調査結果の普及や啓発を図る。</p>   | <p>・おおむね現行計画を踏襲しつつ、科学的調査の例として地籍調査を追記（その他土地分類調査、水調査）</p>  |
|  | <p>7 計画の推進</p> <p>本計画を推進するため、市土の現状と動向、市土利用上の施策の現状と課題、計画達成状況の把握などの進行管理や、土地利用の総合的、計画的な調整を行う。</p>   | <p>7 計画の推進</p> <p>◆本計画を推進するためには、市土の現状と動向、市土利用上の施策の現状と課題、計画達成状況の把握などの進行管理や、土地利用の総合的、計画的な調整を行う。</p>  | <p>・修正なし</p>   |